

お知らせ

基金解散に伴う残余財産の 分配方法について

当基金の運営につきましては、日頃よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

基金が解散した場合、基金が保有している年金資産から、代行部分にかかる年金資産(最低責任準備金)を国へ返還(当基金はすでに193億円を返還済み)した後の残余財産については、解散認可日時点における加入員・受給者・待期者の皆様に基金規約に基づき分配することになっています。

当基金では解散(平成29年5月認可予定)に向けた手続を進めておりますが(残余財産の分配は平成30年度中の予定)、現役の加入員、すでに年金を受けている年金受給者および年金受給待ちの年金待期者の皆様に幅広く公平に残余財産を分配する観点から、この分配の方法につきまして、解散時点で仮に退職したとする場合の加算一時金(年金受給者・待期者の皆様は“一時金を選択した場合の選択一時金”)を基に計算する取り扱いとすることを予定しております。

なお、当基金の年金財政(積立水準)は良好な状態であり、加入員の皆様には加算一時金、受給者・待期者の皆様には選択一時金をそれぞれ上回る金額を分配できる見込みです。

今回のご案内の取り扱いは上記のとおり皆様に公平に分配金を計算することを主眼に置いたものです。下記ご一読の上、当取り扱いにつきましてご了解いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

当基金の現状

現行基金規約は「上乗せ部分(加算部分+基本プラスアルファ部分)の最低積立基準額」にて各人に按分計算することになっています。最低積立基準額とは簡単にいいますと、各人の基準日時点の加入期間で計算される給付額を理論上の利率で割り戻した数値です。この方法は当基金設立時より規約に定められており、他の基金も同様ですが唯一の分配方法として採用されてきたものです。一方で受け取り人の中で以下のような不公平が生じることが指摘されておりました。

- 年金受給資格の有無により金額に大きな格差が生じる
- 加入3年未満の加入員の分配額はゼロとなる

今後の対応

一般の厚生年金基金見直し法の成立を受け各種緩和措置が講じられるなか、分配についても他の計算方法とすることが認められることになりました。当基金ではこれを受け、以下の分配方法に変更いたします(平成29年2月の代議員会にて規約変更予定)。

「規約に定める仮想個人勘定残高 (年金受給者・待期者は選択一時金)+基本プラス アルファ部分の最低積立基準額」にて各人に按分

変更のポイント

- 年金受給資格の有無により発生する大きな格差が解消されます(以下イメージ図参照)。
- 加入3年未満(加入1ヵ月以上)の加入員についても分配対象となります。
- 現行の最低積立基準額は、「今、仮に退職したとする場合の加算一時金(年金受給者・待期者の皆様は“一時金を選択した場合の選択一時金”)の額」とは異なりますが、仮想個人勘定残高による分配の場合は、この加算一時金の金額と一致します(加入3年以上の場合)ので、基金の加算給付の額に近づきます。
これにより事業所の退職金制度との親和性が高くなり、後継制度に移換する場合にも各事業所での制度設計がしやすくなります。
- 基本プラスアルファ部分の最低積立基準額による按分を存置することにより、すべての加入員、年金受給者・待期者の皆様に分配金をお支払いできます。
(基本プラスアルファ部分の最低積立基準額については、基金独自給付のうち在職老齢年金の支給停止等のプラスアルファの計算要素を外すことにより格差を抑制します)
- ◎ なお、現時点の当基金の年金財政(積立水準)は良好な状態であり、「仮想個人勘定残高(年金受給者・待期者の皆様は選択一時金)+基本プラスアルファ部分の最低積立基準額」の金額を上回る分配金をお支払いできる見込みです。
- ◎ 残余財産の分配対象
 - 代行部分の基本プラスアルファ部分…全員に分配されます。
 - 加算部分
 - ・ 分配される方…加算年金を受給(保証期間中)している方。
年金待期者で選択一時金を受給していない方。
加算適用加入員の方。
 - ・ 分配されない方…一時金で受給済みの方。
加算年金を保証期間以上受給された方。

※加算年金の保証期間：20年(平成17年3月以前の方は15年)

※分配金のお支払いは平成30年度中を予定しておりますが、それまで分配金額は確定できません。今後の年金財政の状態によっては分配金の水準見込みは変動しますので、お含みおきください。

